

令和2年6月23日 (令和2年(2020年)度第17号)



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
http://www.z-hoikushikai.com

## <ニュースの内容>

- 各地の保育所等の取り組み ～北海道恵庭市の状況と取り組み～
- 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する Q&A について (厚生労働省)
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について (厚生労働省)

## ◆ 各地の保育所等の取り組み ～北海道恵庭市の状況と取り組み～

今号の「全国保育士会委員ニュース」では、全国保育士会 田澤博美 常任委員より、田澤常任委員が園長を務める恵庭市立すずらん保育園がある北海道恵庭市の状況と保育園の取り組みをご報告いただきます。

### 恵庭市の状況

北海道恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置しています。

北海道は、6月21日現在、新型コロナウイルス感染者数 1,197 名、死亡者数 95 名となっており、東京都、大阪府、神奈川県に続いて、多くなっています。

恵庭市は5月13日に市内7人目の感染者が判明して以降、新たな感染者は出ていません。また、北海道全体でも6月になり、感染者数は少なくなってきたものの、まだまだ油断ができない状況にあり、危機感を感じています。

北海道では、2月中旬、新型コロナウイルス感染症の発症が全道各地で次々と続き、2月下旬には道民に向けた「緊急事態宣言」が全国に先がけて出されるなど、道民を挙げての感染予防対策が講じられました。



恵庭市の公立保育園では、2月と3月に（3月は2回）、保護者に対し、感染拡大防止にかかわる対応についてのご協力をお願い（毎朝の検温、手洗い、咳エチケットなど）を緊急メール連絡で通知しました。

4月16日、緊急事態宣言が7都府県から全国に拡大されたことを受け、4月17日～5月16日まで家庭保育等のご協力についての文書を配布し、月間保育料、副食費についても日割り計算にて返還をすることを伝えています。その後、北海道は、特別警戒都道府県に定められ、これを受けて、5月31日まで登園自粛期間を延期しました。

6月1日からは、平常保育を行っています。

## 恵庭市立すすらん保育園の状況と取り組み

2月後半からは保護者参加の行事を中止し、3月の卒園式は、卒園児と園長、副園長、卒園児担当保育士、保護者は各家庭2名ずつの参加と制限して行いました。新年度も保護者懇談会、運動会、親子夏まつり、動物園遠足等を中止としています。4月17日以降、登園自粛をお願いしてからの登園児は、全体の60%くらいとなりました。

6月1日に保育を再開して以降、感染予防の取り組みとして、玄関、トイレ、遊具などの園内消毒を徹底するとともに、職員全員、毎日の検温と体調報告、そしてできるだけマスクを着用しています。

園児に対しては、受け入れ時に毎朝の検温結果を聞き取り、受け入れボードに記入することとしました。また、園児、ご家族の方が37.5度以上の発熱、咳等の風邪の症状がある場合は、登園できないことを事前に伝え、保育中に37.5度以上発熱した場合もお迎えをお願いしています。

朝の受け入れ時、検温結果の聞き取りやボードへの記入など、一人ひとりの対応にどうしても時間がかかってしまうことから、受け入れ時間帯の職員数を増やすよう勤務体制の調整をしています。

3～5歳児はマスクを着用してくる子どももいますが、口元が見えないことにより、話の内容が聞きづらくなってしまうことに苦勞しています。また、これからの季節は戸外での散歩時などは、保育士ともども、熱中症対策として、マスクをはずすようにしています。

現在、今後の行事予定や保育内容を検討中ですが、すべてを中止にするのではなく、安全にかつ、楽しい思い出づくりを工夫していこうと話合っています。

今まで行ってきたパターン化した保育を見直していくことができる良い機会と、前向きに考えていきたいと思えます。

# ◆ 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する Q&A について（厚生労働省）

令和 2 年 6 月 10 日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育担当部（局）宛てに発出しました。

これは、本年 4 月 1 日から施行された保育士証への旧姓等の併記に関する改正省令の試行について、Q&A をまとめたことを周知するものです。

詳細は下記および別添資料をご確認ください。

(全国保育士会事務局抜粋)

## 〔保育士証への旧姓及び通称名の併記に係る取扱いに関する Q&A〕

### Q1：保育士証に併記できる旧姓はどの範囲か？

旧姓（法令上は「旧氏」とは、「過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又はその記録がされているもの」（住民基本台帳法施行令）をいいます。このため、旧姓が複数ある場合の取扱いとしては、次のとおりとなります。

#### ①保育士登録申請を行う場合又は書換え交付申請時において旧姓が併記されていない保育士証の書換え交付申請を行う場合

戸籍又は除かれた戸籍に記載されている氏のうち、任意のものを一つ選択の上、併記することが可能です。

#### ②書換え交付申請時において旧姓が併記されている保育士証の書換え交付申請を行う場合

申請当時現に保育士証に記載されている旧姓を変更せず使用するか、当該氏名変更の直前に称していた旧姓に変更するかを選択することが可能です。

### Q3：保育士証に併記される旧姓又は通称名（以下「旧姓等」という。）はどのように記載されるのか？

氏名欄の下に括弧内にフルネームで記載されます。

### Q7：保育士証に記載されている氏名は変更せずに、併記されている旧姓等の変更や削除のみを行うことは可能か？

保育士証書換え交付申請を行うことにより、可能です。

なお、併記されている旧姓等を削除する場合は、本人確認のため、戸籍抄本（外国籍を有する者は住民票）の添付が必要となります。

### Q8：旧姓が併記された保育士証の交付を受けた後、氏名の変更等により保育士証書換え交付申請を行う際、併記されている旧姓も変更する必要があるか？

旧姓が複数ある場合は、申請当時現に記載されている旧姓を変更せず使用するか、当該氏名変更の直前に称していた旧姓に変更するかを選択することが可能です。(Q1 参照)

このため、保育士証に併記されている旧姓については、保育士証書換え交付申請の際、必ずしも変更が必要となるものではありません。

ただし、保育士証書換え交付申請の際、旧姓の併記を希望する場合は、併記する旧姓を変更しなくても、申請書の旧姓欄には記入する必要があります。

## ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について（厚生労働省）

令和2年6月15日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県指定保育士養成施設主管課宛てに発出しました。

これは、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除され、学校等でも授業等を再開される動きがあるが、引き続き慎重な対応を図っていくことが必要であることから、実習等の弾力的な運用の趣旨等を、養成施設に対して周知するよう、改めて通知したものです。

(全国保育士会事務局抜粋)

### 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

#### 2. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生は、他の学生より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

#### 別添 QA

問1：新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本来予定していた実習が出来なくなってしまった。この場合、どのように対応すればよいか。

(答)

- 本年3月2日付けの事務連絡において、「実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において対応願いたい。

問3：卒業までの実習が担保できない場合、どのようにすればよいか。また、仮に演習に代えることとした場合、必要な時間数や内容はどのようになるのか。

(答)

- 今回の対応については、あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実習の確保が困難となった場合の代替措置であり、実習に必要な時間の短縮や内容の省略化を認めたものではない。よって、この場合における時間数や内容については、実習シラバスと同内容となるようにすること。

問4：「新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合」に「実習に代えて演習又は学内実習等を実施する」ことの判断は、実習施設の受け入れ可否に関わらず、養成校として中止の判断を行う場合も含まれるか。

(答)

- 実習施設との調整の余地があるにもかかわらず、養成校側が一方的に実習中止の判断を行って演習等に代えることは適当ではないため、実習を中止し演習等で代替することの判断は、実習の日程の再調整等を行った上で、なお受け入れ先が確保できなかった場合に行うことが適当である。

問8：従来、必ず健康診断を受診して健康診断書を実習施設に提出して実習に参加しているが、集合健診が中止となり、学生が個別に医療機関に出向くこと自体が厳しい地域もあり、対応に苦慮しているが、どうすればよいか。

(答)

- 労働安全衛生法において、事業者は労働者に対し雇入時や定期で医師による健康診断を実施しなければならないとされていることや、保育所では、感染症発生時には職員の健康状態を把握することが求められていることを踏まえれば、実習に参加するに当たり、学生が健康診断を受けていることが望ましいが、地域における健康診断の実施状況を踏まえつつ、養成校において学生の健康状態を把握し、その状態に応じて、実習施設とよくご相談いただきたい。

問9：訪問指導について、「保育実習実施基準」第3「実習施設の選定等」の「5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。」とあることを踏まえて、訪問せずに電話や電子メール等

の対応をすることで差し支えないか。

(答)

- 差し支えない。なお、その場合も、実習先と学生の双方とコミュニケーションを図るとともに、指導の記録を作成・保存することが必要なことに留意していただきたい。

内容の詳細は下記ホームページの「65」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)